

# 仕 様 書

1 業務名 堺市学校職員腰痛検診業務

2 目的

堺市立支援学校に勤務する教職員の間に多発傾向が見られる腰痛問題に対処するために、腰痛検診を実施し、腰痛の予防、早期発見に努め、教職員の健康の保持増進を図る。

3 履行場所

<1 次検診>

堺市立百舌鳥支援学校

: 堺市北区百舌鳥西之町 1 丁 124 番地

(仮称) 堺市立百舌鳥支援学校 (宮園分校)

: 堺市中区宮園町 4 番 1 号

堺市立上神谷支援学校

: 堺市南区御池台 4 丁 24 番地 1 号

<2 次検診>

受注者診療所

4 履行期間 契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

5 基本的事項

検診業務を実施するにあたっては、労働安全衛生法(法律第 57 号)、学校保健安全法(法律第 56 号) その他関係法規を遵守し、常に正確な検診結果を提供すべく本仕様書並びに契約書に従い履行しなければならない。

6 1 次検診の実施期間

各年度、夏季休業期間中に原則 5 日間実施予定。

(百舌鳥支援学校 2 日・(仮称) 百舌鳥支援学校 (宮園分校) 1 日・上神谷支援学校 2 日)

※ただし、受検人数が少ない場合や、社会情勢により実施体制が整わない等やむを得ない事由によって当該期間内に実施できない場合は発注者と協議して決めることとする。

7 従事者の服務

(1) 検診業務の従事者は清潔な白衣あるいは制服等を着用し、胸には名札をつけること。

(2) 検診業務の従事者は業務中言動に注意し、受検者その他に不快感を与えないこと。

(3) 検診業務の従事者は業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

8 廃棄物の処理

(1) 検診の実施に伴って発生する廃棄物は受注者が責任を持って処分すること。

(2) 廃棄物の処分に要する経費は受注者の負担とする。

9 検診業務に係る経費の負担

検診業務用使用機材(機器、備品等)、衛生関係消耗品及び一般消耗品は受注者の負担とする。

10 秘密の保持

(1) 受注者は、この契約に関し、業務上知り得た事項を他にもらしてはならない。また、発注者から提供されたデータ及び検診結果データの秘密保持及び保護管理については、最善の管理体制をもって厳重に管理しなければならない。

(2) 受注者は、上記データ等を発注者の許可なく複写又は複製してはならない。

(3) 受注者は、上記データ等については、発注者が指示する業務以外に使用または利用しないとともに、第三者に提供してはならない。

## 11 検診業務内容

### (1) 必要書類の送付

問診票等の必要書類を、支援学校ごとに分類し、各支援学校へ送付する。

- ・発注者より事前に提供する受検申込者名簿により、本人の希望に基づき日程を確定し、学校園名、氏名、検診日、時間、場所を明記した問診表を作成し、その他必要書類とともに支援学校ごとに分類し、各支援学校へ送付する。
- ・検診会場・日程決定後の変更については、随時調整し、発注者へ連絡すること。
- ・受検日時を記入した一覧表を発注者へ提出する。

### (2) 検診会場での会場設営

### (3) 受付・案内業務

### (4) 定期健診

#### (ア) 1次検診（予定数量は別表のとおり）

対 象 者 百舌鳥支援学校（分校を含む）、上神谷支援学校の教職員、市立幼稚園（三国丘、白鷺、津久野、みはら大地）の預かり保育士

場 所 百舌鳥支援学校・（仮称）百舌鳥支援学校（宮園分校）・上神谷支援学校

検診方法 ・問診調査（既往歴・業務歴・自覚症状有無等）

・医師による問診及び診察

立位（脊柱変形・前屈・後屈・左右傾・後方捻転その他）

仰臥位・腹臥位

#### (イ) 2次検診（予定数量は別表のとおり）

対 象 者 1次検診の結果異常の疑いがある者

場 所 受注者診療所（公共交通機関の利便がよい医療機関とする。）

検診方法 医師による診察と必要に応じX線撮影（原則として4方向）を行う。

## 12 1次検診での検診体制及び準備物

検診は専門医師1名及び受付1名以上で行うこと。また、検診ベッドは必要に応じて持参すること。

## 13 判定基準

発注者の指定する判定区分によること。

| 記号 | 評語      | 内容                 |
|----|---------|--------------------|
| A1 | 休業要医療   | 医師の治療を受けること。(休業)   |
| A2 | 休業要観察   | 医師の観察を受けること。(休業)   |
| B1 | 勤務制限要医療 | 医師の治療を受けること。(勤務制限) |
| B2 | 勤務制限要観察 | 医師の観察を受けること。(勤務制限) |
| C1 | 注意要医療   | 医師の治療を受けること。       |
| C2 | 注意要観察   | 医師の観察を受けること。       |
| D2 | 健康要観察   | 自己管理すること。          |
| D3 | 健康      | 現在のところ異常なし         |

#### 14 注意事項

検診時には外部より見えぬようカーテン・間仕切り等で遮断し、プライバシーの保護に留意すること。

#### 15 検診結果報告

| 検診項目 |       | 報告書の種類                                                    | 提出部数及び期限                       |
|------|-------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 腰痛検診 | 1 次検診 | 検診結果通知書（個人宛）<br>検診結果通知書（校園長分）<br>検診結果報告書（発注者分）<br>有所見者一覧表 | 各 1 部ずつ<br>検診終了後おおむね<br>2 週間以内 |
|      | 2 次検診 | 検診結果通知書（個人宛）<br>検診結果報告書（校園長分）<br>検診結果報告書（発注者分）            | 各 1 部ずつ<br>検診終了後おおむね<br>2 週間以内 |

- ・検診結果通知書（個人宛）は、プライバシー保護の観点から封筒に入れて密封し、各学校園長宛に提出すること。
- ・検診結果通知書（校園長分）は、受検者の所属学校園ごとにまとめ、各学校園長宛に提出すること。
- ・検診結果報告書（発注者分）は、教職員企画課宛に提出すること。
- ・有所見者一覧表及び検診結果一覧は、教職員企画課宛に提出すること。

#### 16 その他の事項

本仕様書に定めのない項目については、必要の都度、発注者と受注者で協議を行い決定するものとする。検診対象者人数は予定であり、変動するものとする。

#### 別表（予定数量）

| 検診項目 |       | 単年度予定数量 | 3 年間の予定数量 |
|------|-------|---------|-----------|
| 腰痛検診 | 1 次検診 | 約 240 名 | 約 720 名   |
|      | 2 次検診 | 約 2 名   | 約 6 名     |

#### < 参考 > 過去の受検者数実績

| 検診項目 |       | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 |
|------|-------|---------|---------|
| 腰痛検診 | 1 次検診 | 231 名   | 209 名   |
|      | 2 次検診 | 0 名     | 0 名     |

## 暴力団等の排除について

### 1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

### 2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

### 3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

### 4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。